令和９年（2027 年）度

放課後児童健全育成事業

大津市立児童クラブ通所案内

【概要と登録手続案内】



大津市　児童クラブ課

〒５２０－８５７５　大津市御陵町３番１号

☎０７７－５２８－２７７６

最新情報は、大津市ホームページ
（児童クラブ課ページ）からご覧ください。⇒

※この【通所案内】は登録手続き後も必要ですので、大切に保管してください。

【　目　次　】

◇　児童クラブ（放課後児童クラブ）の概要　・・・　1～2

◇　通所登録申請の受付について　・・・・・・・・・　3～4

◇　申請に必要な書類　・・・・・・・・・・・・・・・　5～6

◇　申請後の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

◇　保護者負担金・納付方法　・・・・・・・・・・・　7

◇　保育料及び間食費の減免　・・・・・・・・・・・　8～9

◇　延長保育の利用手続き　・・・・・・・・・・・・　10

◇　登録抹消（退所）手続き　・・・・・・・・・・・　10

◇　よくある質問　・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

◇　こんなときはご連絡ください・・・・・・・・・・　12

◇　通所登録申請書記入例　・・・・・・・・・・・・　13

◇　保育料等減免申請書記入例　・・・・・・・・・・　14

◇　延長保育利用承認申請書記入例　・・・・・・・・　15

◇　延長保育利用中止（変更）承認申請書記入例・・　16

◇　大津市立児童クラブ一覧　・・・・・・・・・・・　17

◇　電子申請一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・　18

児童クラブのこどもたち

「ただいま！」こどもたちが、学校から元気に帰ってくると、支援員が「おかえり！」と迎えます。

児童クラブは、こどもたちにとって、ほっとできる場所です。

こどもたちは、友だちと遊んだり、おやつを食べたり、宿題をしたりして、夕方まで過ごしています。

また、年間を通じて、楽しい活動や取り組みもあり、いきいきとした生活をくりひろげています。

◇　児童クラブ（放課後児童クラブ）の概要　◇

【１】児童クラブとは

保護者が労働等により昼間不在となり、家庭において保育を受けることが困難な児童を対象に、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るための施設です。市内には市立児童クラブと民間児童クラブがあります。

（以下は市立児童クラブに関する説明です。民間児童クラブについては、各児童クラブにお問い合わせください。）

【２】通所の資格

小学校等に就学している児童で本市に住所を有し、保護者それぞれが次のいずれかに該当し、家庭において保育を受けることが困難であること。

（１）昼間労働することを常態としていること（月１５日以上かつ１日実働５時間以上）
（２）妊娠中（出産前８週間）であるか、又は出産後８週間を経過しないこと
（３）疾病にかかり、若しくは負傷し、又は身体に障害を有していること
（４）同居の親族を常時介護していること
（５）災害等に罹災し、復旧にあたっていること
（６）上記（１）の基準に相当する日数、時間において就学していること
（上記（１）から（５）のほかに、これらに類するものとして市長が認める状態にあること。）

※変更があった際は、児童クラブ課か児童クラブへ速やかに連絡し、変更後の確認書類を提出してください。通所資格が確認できない場合は退所していただく場合があります。

【３】開所日・時間

開所日	開所時間
通常（学校のある日）	１１時００分～１８時００分
土曜日	８時３０分～１８時００分
小学校の振替休業日	８時００分～１８時００分
夏・冬・春休みの期間（土曜日を除く）	８時００分～１８時００分

※行事や災害などにより各児童クラブによって開所時間が変更になる場合があります。

【４】閉所日

日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）
その他、臨時閉所する場合があります。
※臨時閉所する際は「安心でんしょばと(連絡メッセージ)」等にてお知らせします。

【５】延長保育

開所日の月曜日～金曜日の１８時以降も保育を必要とする方を対象とします。事前に利用申込みが必要です。詳細は、１０ページにある「延長保育の利用手続き」をご覧ください。

【6】通所可能な児童クラブ

原則、児童が通学している小学校区の児童クラブ又は居住学区の児童クラブに通所していただきます。転居等の特別な事情がない限り、児童クラブの変更はできません。

【7】児童クラブの一日（例）

<table>
<tr><th colspan="2">通常日</th><th colspan="2">学校休業日</th></tr>
<tr><th>時間</th><th>内容</th><th>時間</th><th>内容</th></tr>
<tr><td rowspan="4">下校時</td><td rowspan="4">帰所
宿題
遊び</td><td>８時(土曜日は８時３０分)</td><td>登所</td></tr>
<tr><td>９時</td><td>朝の会
学習（宿題など）
遊び</td></tr>
<tr><td>１２時</td><td>昼ごはん（お弁当持参）
休息</td></tr>
<tr><td>１４時</td><td>遊び</td></tr>
<tr><td>１５時３０分頃</td><td colspan="3">おやつ</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">遊び
片付け</td></tr>
<tr><td>１７時頃</td><td colspan="3">帰りの会
帰宅　※17 時 30 分（10/15～2/15 は 17 時）に、方面ごとに集団で帰宅します。
※集団で帰宅しない場合は、18 時までにお迎えが必要です。</td></tr>
<tr><td>１８時</td><td colspan="3">延長保育開始
※延長保育時間はお迎えが必須です。土曜日は、延長保育はありません。</td></tr>
<tr><td>１８時３０分又は
１９時</td><td colspan="3">延長保育終了</td></tr>
</table>

◇　通所登録申請の受付について　◇

通所登録を希望される方は、下記の日程で受付を行いますので、通所登録申請書にご記入の上、下記の受付期間内に必要書類を全てそろえて申込みをしてください。書類の不足や申請期間を過ぎての受付はできません。また、受付場所、期間は変更になることがありますので、広報おおつや市ホームページで最新情報をご確認ください。

【1】通年通所登録申請

	受付期間	受付場所・時間
４月１日通所 （新規・再登録）	令和９年1月4日（月） ～令和9年1月30日（土） **※通所説明会　令和9年3月6日（土）** ※通所登録決定通知は令和９年２月下旬に発送予定 ※受付期間後は、5月１日以降の通所登録申請として受付します。 ※受付期間後に、急遽大津市内への転入が決まり児童クラブの利用が必要になった方は児童クラブ課までご相談ください。	・児童クラブ課 （市役所別館１階） ９時～１７時（土日祝日除く） ・各児童クラブ １１時～１３時（土日祝日除く） ９時～１３時（土曜日のみ）
年度途中（５月～３月）の通所 ※通所開始日は毎月１日	通所希望月の前月１５日まで **（１５日が土日祝日の場合は、直前の開庁日まで）** ※通所登録決定通知は、通所希望月の前月２０日頃に発送予定	・児童クラブ課 （市役所別館１階） ９時～１７時（土日祝日除く）

※児童クラブの保育料等を滞納している場合は（兄弟姉妹の利用分も含む）、申請前に全額納付していただく必要があります。

※受付時に児童に関するヒアリング等を行いますので、支所及び郵送では受付できません。ただし、大津市に転入予定の方で、上記受付場所、時間での申請が難しい場合は、児童クラブ課までお問い合わせください。

※就労を開始する予定、又は育児休業・病休等からの復帰に伴い通所を希望される場合は、就労開始月の前月 15 日まで（１５日が土日祝日の場合は、直前の開庁日まで）に申請していただくと、就労開始月の１日から通所することが可能です。

【2】通所継続の申出

通所中の児童が翌年度も継続して通所を希望する場合は、通所継続の申出が必要です。**毎年１１月**に通所資格と継続の意向確認を行います。継続の申出がないと翌年度の４月１日から通所することはできません。通所資格が確認できない場合は、判明時点で退所になります。

【３】長期休業期間の通所登録

通年通所中であれば、小学校の長期休業期間中も利用できます。

夏・冬・春休みに実施する短時間保育を希望する場合は、下記の申請受付期間内に申請してください。通所登録の準備に十分な期間を要するため、申込期限は厳守してください。

通所期間	申請受付期間	受付場所
夏休み 参考：大津市立小学校は 7/21～8/31 保育料：１８,０００円 保育時間は１５時まで、 間食提供及び土曜保育、 延長保育はありません。	**令和９年５月10日(月)～ ５月31日(月)まで** 夏休み利用の申請は、郵送では 受付できません	・児童クラブ課 （市役所別館１階） ９時～１７時 （土日祝日除く） ・児童クラブ １１時～１３時 （土日祝日を除く） ９時～１３時 （土曜日のみ）
冬休み 参考：大津市立小学校は 12/24～1/6 保育料：５００円×開所日数 保育時間は１５時まで、 間食提供及び土曜保育、 延長保育はありません。	**令和９年10月25日(月)～ 11月12日(金)まで**	・児童クラブ課 （市役所別館１階） ９時～１７時 （土日祝日除く） ・郵送
春休み 参考：大津市立小学校は 3/25～4/８ 保育料：５００円×開所日数 保育時間は１５時まで、 間食提供及び土曜保育、 延長保育はありません。	**令和10年１月21日(金)～ ２月７日(月)まで**	・児童クラブ課 （市役所別館１階） ９時～１７時 （土日祝日除く） ・郵送

※最新情報は市ホームページでご確認ください。

【４】郵送で期間通所の申請について

冬休み・春休み期間の通所登録申請を郵送でも受付しています。

申請期間中に、**レターパック又は簡易書留**にて申込書類をご郵送ください。**（締切日必着）**

- 書類のチェックシートがありますので市ホームページからダウンロード又は各児童クラブで取得し、不備のないように送ってください。不備があれば受付できません。
- 書類に不備がある場合は、原則、不備解消後の受付となり、入所月が希望どおりにならない場合がありますので、ご了承ください。
- 申請書類の到着確認について、お答えすることはできません。
- 支所（市民センター）では、受付できません。

【あて先】　〒520-8575　大津市御陵町３番１号
大津市役所　児童クラブ課

◇　申請に必要な書類　◇

下記の書類は、児童クラブ課及び各児童クラブにあります。また、一部の書類は市ホームページの児童クラブ課のページにも掲載しています。通所資格を確認いただき、書類をすべて揃え、受付場所へ持参してください。（必要書類がないと受付ができません。）

【１】大津市立児童クラブ通所登録申請書/継続申出書（記入例：１３.ページ）

児童１人につき１枚の提出が必要です。当該申請書を児童台帳として使用します。

【２】保護者の就労証明書等の通所資格を証明する書類

労働等により昼間不在となり、家庭において保育を受けることが困難であることを証する書類（発行日が、手続き日の３ヶ月前の日の属する月以内のものに限る）が、保護者全員分必要です。
通所資格によって提出書類が異なりますので余裕をもってご準備ください。

※証明日が有効期間内であればコピーでも受付可能です。

※提出後は、コピーを取ることや別の申請に流用することはできません。

通所の資格を証明する書類

通所の資格	必要書類
（１） 昼間労働することを常態としていること ※労働時間及び日数が、下記のいずれにも該当していること ・１ヶ月に１５日以上 ・おおむね午前８時３０分から午後６時までの間において１日実働５時間以上 ・就労終了午後２時以降（夏・冬・春休み通所を除く）	○保護者の就労証明書 ※個人事業主の場合は、開業届や確定申告書の写しなどの事業実態が確認できる書類が必要です。（ただし株式会社等の代表や役員は除く） ※申請時に就労（復職）予定の場合は、勤務開始後に証明書の再提出が必要です。 ※ダブルワークの方は、それぞれの就労証明書を用意してください。 ※必要に応じてシフト表や出勤簿等を添付していただくことがあります。
（２） 妊娠中（出産前８週間）であるか、又は出産後８週間を経過しないこと	○母子手帳の写し （出産する方の名前と出産予定日が確認できるページ） ※出産前８週間以前の場合は、保育が困難な状況及び期間がわかる診断書等が必要です。
（３） 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は身体に障害を有していること	○児童の保育が困難な状況及び期間がわかる診断書等、身体障害者手帳や療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し ※診断書の場合、症状のみや就労が困難である記載だけでは審査できません。必ず、保育が困難であることの明記が必要です。
（４） 同居の親族を常時介護していること ※介護する日数・時間が（1）の基準に相当すること	○介護により児童の保育が困難な状況がわかる診断書等、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は介護保険被保険者証（要介護認定を受けているもの）の写し
（５） 火災、風水害等の災害により災し、復旧にあたっていること	○り災証明等および復旧の従事状況がわかるもの
（６） 上記のほかに、これらに類するものとして市長が認める状態にあること	○上記以外の保育が困難な状態等がわかるもの 《就学の方》 ・就学の実態等が確認できる書類 （例：在学証明書、学生証） ・（１）の基準に相当する日数・時間において、就学していることが確認できる資料 （例：カリキュラム、時間割）

【３】口座振替依頼書（本人控えの写し）

保育料、間食費、延長保育料及び傷害保険料のすべてを登録口座より振替します。

新規申請の方及び再登録で口座の変更を希望する方は、必要事項を記入（１部につき児童２人まで記入可）し、取扱金融機関で手続きをしてください。金融機関で手続きを済ませた「口座振替依頼書」（本人控えの写し）を、必ず提出してください。

○取扱金融機関

滋賀銀行　みずほ銀行　関西みらい銀行　京都銀行　京都信用金庫
京都中央信用金庫　滋賀県信用組合　京滋信用組合　滋賀県民信用組合　近畿労働金庫
近畿産業信用組合　三菱ＵＦＪ銀行　レーク滋賀農業協同組合　滋賀中央信用金庫
近畿二府四県内のゆうちょ銀行　の各金融機関の本店及び支店

※口座振替依頼書は、支所及び一部取扱金融機関にも設置しています。
※口座振替日は、７ページをご確認ください。

【４】大津市立児童クラブ保育料等減免申請書（記入例：１４ページ）

８～９ページをご確認の上、該当する場合は児童１人につき１枚が必要です。

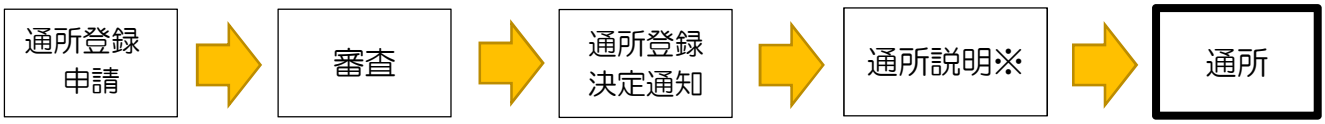
【５】大津市立児童クラブ延長保育利用承認申請書（記入例：１５ページ）

開所日の月曜日～金曜日の１８時以降も保育が必要な児童を対象として延長保育を行います。

利用を希望する場合は児童１人につき１枚申請書をご提出いただくか、期日までに大津市電子申請サービスより申請をしてください。（１８ページに二次元コードを掲載しています。）

※詳しくは、１０ページをご確認ください。

◇　申請後の流れ　◇



※各児童クラブの概要や生活を説明する「通所説明」を通所決定した児童クラブにて保護者の方に受けていただきます。再登録であっても「通所説明」は必ず受けていただくことになりますので、ご了承ください。

【注意事項】

・申請内容について事実と異なることが判明した場合は、決定の取消又は登録抹消となる可能性があります。

・通所登録決定後に通所を取り止める場合は、通所開始日の一週間前までに児童クラブ課までご連絡ください。連絡がない場合は、通所月の保育料等を徴収します。

・通所決定後に通所の資格、世帯構成、住所及び保護者の勤務先等に変更があった場合は、速やかに児童クラブ課に申し出てください。

◇　保護者負担金・納付方法　◇

【1】保護者負担金

① 保育料　　児童１人につき、月額１０,０００円
　　７月・８月は月額１２,０００円

② 間食費　　児童１人につき、月額3,５００円
　　生活保護・非課税世帯は月額1,７５０円（申請が必要です）

③ 延長保育料　１８時３０分まで利用　児童１人につき、月額1,０００円
　　１９時００分まで利用　児童１人につき、月額2,０００円

④ 傷害保険料　令和８年４月以降の新規通所の方は毎年度傷害保険料が別途必要です。
　　年額８００円（予定）
　　令和７年度までに登録された児童の傷害保険料はいただきません。

※令和８年度より登録料は廃止しています。
※保育料等の減免制度は、８～９ページを参照ください。

【2】納付方法

保育料、間食費、延長保育料及び傷害保険料などすべての負担金は口座振替しますので必ず入金をお願いします。口座振替日は毎月月末（金融機関休業日の場合は翌営業日）です。

＜令和９年度口座振替日＞

	口座振替日		口座振替日
４月分	４月３０日（金）	１０月分	１１月　１日（月）
５月分	５月３１日（月）	１１月分	１１月３０日（火）
６月分	６月３０日（水）	１２月分	１月　４日（火）
７月分	８月　２日（月）	１月分	１月３１日（月）
８月分	８月３１日（火）	２月分	２月２９日（火）
９月分	９月３０日（木）	３月分	３月３１日（金）

※口座振替日に残高不足等で引き落としができなかった場合、督促手数料及び延滞金がかかる場合がありますので、速やかにお支払いください。

【3】口座振替の変更について

① 口座名義、銀行、支店等を変更する場合は、改めて手続きが必要です。
② 次年度以降も継続して通所される又は再登録の場合、変更がなければ手続きは不要です。

【4】注意事項

① 保育料の滞納
保育料は３ヶ月以上滞納となった場合、通所登録抹消の措置をとらせていただきます。
② 督促手数料及び延滞金
保育料等を滞納されると、督促手数料及び延滞金が加算される場合があります。

◇　保育料及び間食費の減免　◇

【１】減免申請について

減免の適用を希望される場合は、減免申請書（市ホームページからもダウンロード可）を児童クラブ課又は各児童クラブに提出してください。減免対象の審査がありますので、お早めに申請願います。

※申請がない場合は、該当されていても減免の適用はできません。また申請書の提出が遅れた場合、減免の遡及適用はできません。（記入例：１４ページ）

	減免対象	減免区分	内　容
①	生活保護法の規定により保護を受けている場合	免除及び減額	保育料　１０,０００円 → 0円 ７・８月　１２,０００円 → 0円 間食費　3,５００円 → 1,７５０円
②	保護者のいずれもが令和７年１月～１２月までの所得に係る令和８年度市民税が非課税である場合		
③	児童が負傷又は疾病のため全月（１日～３１日）にわたって欠席した場合 診断書(傷病名などのわかるもの)が必要です。	免除	該当月分のみ 保育料　１０,０００円 → 0円 ７・８月　１２,０００円 → 0円 間食費　3,５００円 → 0円
④	災害その他特別の事情がある場合	免除又は減額	必要と認められる額を減免
⑤	①　②に該当する者を除き、ひとり親家庭等に属する場合 ※ひとり親家庭等とは、母子（父子）の届けを行った世帯及び児童扶養手当法の規定による認定（母子認定・父子認定）を受けた世帯	減額	保育料　１０,０００円 → ８，０００円 ７・８月　１２,０００円 → ９，６００円
⑥	児童が兄弟姉妹で２人以上児童クラブに通所登録している場合 （兄弟姉妹の最年少の児童以外の児童が対象）	減額	（最年少児童以外の兄姉） 保育料　１０,０００円 → ８，０００円 ７・８月　１２,０００円 → ９，６００円
⑦	ひとり親家庭等に属しかつ兄弟姉妹で通所登録している場合	減額	（最年少児童以外の兄姉） 保育料　１０,０００円 → ６，０００円 ７・８月　１２,０００円 → ７，２００円

【2】注意事項

- ８ページの①、②、⑤及び⑦により申請される場合はその状況に関する公簿の確認が必要になるため、申請書の同意書欄に署名及び押印してください。

- 令和８年１月２日以降に大津市へ転入された方で、②を理由に申請される場合は、前住所地の市町村で、令和８年度（令和７年分）の非課税証明書（証明日が直近３か月のもの）を取り寄せていただき、減免申請書に添付してください。

- 児童が負傷又は疾病のため全月欠席したことにより申請される場合、傷病名が確認できる診断書等を添付してください。

- 必要な添付書類がない場合は、受付できません。

- 減免申請は、毎年度又は通所登録申請毎に提出が必要です。前年度に減免の適用を受けていた方も、必ず申請書を提出してください。

- 保育料等の減免は、申請書を提出いただき、審査のうえ決定します。決定した場合は、申請書を受理した月からの適用となります。申請がない場合は、該当されていても減免の適用はできません。

- 減免申請書は児童１人につき、１枚提出が必要です。

- 減免決定を受けた方で、減免に係る申請事由の消滅等、変更があったときは、速やかに児童クラブ課又は各児童クラブへ連絡してください。連絡がない場合でも、上記の変更等が明らかになったときは決定を取り消し(変更し)、遡って保育料等を納付いただくことがあります。

- 延長保育料の減免はありません。

◇　延長保育の利用手続き　◇

【１】延長保育利用時間及び保育料

(1)月曜日から金曜日までの１８時００分から１８時３０分まで　　月額1,０００円
(2)月曜日から金曜日までの１８時００分から１９時００分まで　　月額2,０００円

※延長保育については原則お迎えが必要です。土曜日の延長保育はありません。
※利用承認期間中は利用の有無にかかわらず延長保育料がかかります。

【2】利用開始・変更申請

延長保育の利用を希望する場合は、下記の通り申請書を児童クラブ課または各児童クラブへ提出するか、電子申請してください。（１８ページに二次元コードを掲載しています。）

<table>
<tr><th>申請種別</th><th>受付期間</th><th>申請書</th><th>受付場所・時間</th></tr>
<tr><td>1日（月初）からの利用開始申請</td><td>利用希望月の前月１５日まで</td><td rowspan="2">延長保育利用
承認申請書</td><td rowspan="4">・市役所児童クラブ課
（別館１階）
９時～１７時
（土日祝日は除く）

・各児童クラブ
１１時～１８時
（日祝日は除く）

・電子申請サービス</td></tr>
<tr><td>１５日からの利用開始申請</td><td>利用希望月の前月の末日まで</td></tr>
<tr><td>時間・期間の変更</td><td>変更希望日（毎月１日）の前月１５日まで</td><td rowspan="2">延長保育利用変更
（中止）承認申請書</td></tr>
<tr><td>中止</td><td>中止希望日（毎月１日）の前月１５日まで</td></tr>
</table>

※延長の中止を行った場合、再度利用するには新たに申請が必要です。

◇　登録抹消（退所）手続き　◇

【１】通所登録抹消申出について

月末が退所日となりますので、「大津市立児童クラブ通所登録抹消申出書」を退所予定日の１０日前までに児童クラブ課又は各児童クラブへ提出するか、電子申請してください。
（１８ページに二次元コードを掲載しています。）

【2】注意事項

（1）他市町村へ転出される場合も月末での抹消となります。
（2）期日までに<u>通所登録抹消申出書の提出又は電子申請サービスによる通所登録抹消の申出がない場合は、引き続き在籍しているものとして保育料等がかかります。</u>

◇　よくある質問　◇

Q：求職中でも児童クラブに通えますか？

A　求職中では通所できません。就労（予定）が決まった時点で就労証明書や雇用決定通知書等の書類を揃えて申請していただきます。提出が困難な場合は、事前に児童クラブ課にご相談ください。

Q：育児休業から復職予定で、弟妹の保育施設の利用申込中です。申込の結果がわかるのが児童クラブの通所申込受付締切後になり、保育施設の利用が決まらない場合は結果次第で育児休業を延長する予定ですが、児童クラブの通所手続はどうすればいいですか？

A：復職（予定）日が記入された就労証明書を取得し、児童クラブの通所申請もあわせて行ってください。保育施設の利用申込の結果がわかり次第、児童クラブ課に必ず連絡してください。結果を受けて、復職日が延びる場合は、通所希望月を繰り下げることが可能です。それに伴い、改めて就労証明書を取得いただく場合があります。

Q：定員はありますか？

A：市立児童クラブに定員はありますが経過措置により要件を満たせば利用は可能です。地域によっては施設が狭隘化しているところもあります。

　市内には民間児童クラブもありますので、ご希望の児童クラブを検討してみてください。

児童クラブ一覧

Q：児童クラブの見学は可能ですか？

A：児童クラブは、見学が可能です。ご希望の児童クラブにお電話していただき、見学の日程を調整してください。保育時間中は見学が難しい場合があります。（通所申請できるのは、通学または居住する小学校区にある児童クラブです。）

　民間児童クラブは、見学が可能かどうか、ご希望の児童クラブにお問い合わせください。

Q：児童クラブを一時的に休所して、必要なときに通所を再開できますか？

A：休所制度はありません。保育が不要となった場合は一旦退所し、再び保育が必要となった際に改めて通所申請をしてください。

◇　こんなときは速やかに児童クラブ課へ
ご連絡ください　◇

- 結婚　離婚

- 住所変更（転居・転出）

  ※転出の場合、通所要件がなくなります。必ず事前にご連絡ください。

- 世帯構成の変更

- 保護者の就労先の変更（転職・異動等）

- 保護者の通所資格の変更（例：就労から出産や、疾病から就労へ変更など）

  ※変更後の通所資格が確認できる書類の提出が必要です。

  通所資格が確認できない場合は退所になります。

- ひとり親の認定がなくなった場合

様式第1号

大津市立児童クラブ通所登録申請書（兼児童台帳）

記入例

提出日を記入

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

大 津 市 長

どちらかを○で囲む

新 規	再登録

大津市立児童クラブに通所したいので、大津市立児童クラブ条例第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて通所登録を申請します。

※ 太線の枠内を記入して下さい。

どちらかを○で囲む

登録希望児童氏名	(ﾌﾘｶﾞﾅ) オオツ ヒカル 大津 光	性別 (男)・女	生年月日 令和○年 ○月 ○ 日	兄弟姉妹で2人以上の申請	有・(無)
		長等 小学校 1 年生		希望する児童クラブ名	長等 児童クラブ
保護者	(住所) 〒 520- 8575 大津市 御陵町３－１	自宅又は連絡がとれる携帯電話番号		(保護者氏名) ﾌﾘｶﾞﾅ オオツ タロウ 大津 太郎	
		○○○○-○○○○		(保護者氏名) ﾌﾘｶﾞﾅ オオツ ハナコ 大津 花子	
登録希望期間	令和 9 年 4月 1日 から 令和 10 年 3 月 31日まで				
登録希望理由	具体的な理由 子どもの帰宅時に保護者のいずれもが就労しており、家庭で保育できないため。				

「集団生活に慣れる」「兄弟姉妹と一緒に通所する」「異年齢との関わりを持つ」等の理由は該当しません

夏・冬・春休み通所はその期間を記入する

通年入所の場合は年度末まで記入する

会社名・支店名等も記入する

家族の状況（同居されている方もご記入ください）	児童との続柄	氏名	年齢	職業等	携帯電話番号	勤務先名 学校または園名
	父	大津 太郎	38	会社員	０９０－××××－○○○○	㈱○×商事 大津支店
	母	大津 花子	37	看護師	０８０－○○○○－△△△△	○×病院
	兄	大津 ○○	9	小学４年生		長等小学校
	本人	大津 光	6	小学１年生		〃
	妹	大津 ○×	3	保育園		○○保育園
	祖父	大津 △○	68	会社員	０９０－××××－○××	○○㈱滋賀支店
	祖母	大津 △×	66	パート	０９０－××○○－○○××	○×会社

児童本人も記入する

新年度の学年を記入する

備 考 通所を開始する年度の学年を記入してください。

通所登録の記載事項に変更があったとき 届け出てください。

	※ この欄は、記入しないでください。			受付印
新 規	登録年月日	登録抹消年月日	備考	
再登録	令和 年 月 日	令和 年 月 日		

＜10年保存＞

様式第10号(第7条関係)　　令和９年度用

大津市立児童クラブ保育料等減免申請書

令和９年　**〇**月　**〇**日

(宛先)
大津市長

住　　所　**大津市御陵町３－１**
保護者氏名　**大津　太郎**
電話番号(**０９０**)**〇〇〇〇**―**〇〇〇〇**

提出日を記入

記入例

大津市立児童クラブの保育料等の減免を受けたいので、大津市立児童クラブの管理運営に関する規則第7条第1項の規定により、次のとおり保育料等の減免を申請します。

児童氏名	**大津　光**			生年月日	**令和　〇**年　**〇**月　**〇**日
児童クラブ名	大津市立　**長等**　児童クラブ				**１**　学年
減免等の内容	☑ 保育料の免除　☐ 保育料の減額 ☐ 間食費の免除　☑ 間食費の減額				
申請期間	令和　**９**年　**４**月　**１**日　から　令和　**１０**年　**３**月　**３１**日まで				
申請理由	保育料	免除	☐ (1) 生活保護法による保護を受けている ☑ (2) 令和８年度分の市民税(令和７ う。)が非課税であるため ☐ (3) 負傷又は疾病のため月の全日数 たため (欠席期間　年　月　日から ☐ (4) 災害その他特別の事情があるた ☐不慮の災害により生活の基礎と ☐児童がいわゆる不登校により全 （８月長期休業期間除く）		
		減額	☐ (5) ひとり親家庭等であるため ☐ (6) 兄弟姉妹がクラブに通所してい		
	間食費	免除	☐ (7) 負傷又は疾病のため月の全日数 たため (欠席期間　年　月　日から ☐ (8) 災害その他特別の事情があるため ☐不慮の災害により生活の基礎と ☐児童がいわゆる不登校により全 （８月長期休業期間除く）		
		減額	☐ (9) 生活保護法による保護を受けてい ☑ (10) 令和８年度分の市民税(令和７ う。)が非課税であるため		

保育料等減免の決定のために必要があるときは、市
私と同一世帯を構成する者の市民税の課税状況、生活
係に係る公簿を閲覧させることについて同意します。

令和９年　**〇**月　**〇**日

住　　所　**大津市御陵町３－１**
保護者氏名　**大津　太郎**　印

該当する内容すべての☐にチェックをする

通年で申請の場合、申請月から年度末までを記入する

(1)～(10)の該当する理由すべての☐にチェックをする

けがや病気で欠席したとき、月の全日数休んだ場合のみ申請できます。
(例)5/10～7/15の間休んだ場合、6/1～6/30の１ヶ月間のみ申請することが可能です。

けがや病気で減免申請する場合、傷病名がわかる書類が必要です

(2)と(10)を申請する方で令和８年１月２日以降、大津市に転入された方は前住所地の市区町村の令和８年度の市民税非課税証明書を添付してください

(1)(2)(5)(9)(10)に該当する方は自署及び押印してください

備　考　1　該当する申請理由の☐に、レ印を付けてください。
　　2　申請理由の(1)、(2)、(5)、(9)、(10)に該当し、公簿の閲覧に同意される方は、同意書に署名、押印してください。

様式第７号(第４条関係)

大津市立児童クラブ延長保育利用承認申請書

令和　〇年　〇月　〇日

記入例

初めて延長保育の利用を申請する方はこちらの様式です。

提出日を記入する

住　　所　**大津市御陵町３－１**
保護者氏名　**大津　太郎**
電話番号　**（０９０）〇〇〇〇　－　〇〇〇〇**

延長保育を利用したいので、大津市立児童クラブ条例第８条第１項の規定により、次のとおり申請します。

フリガナ 児童氏名	オオツ　ヒカル **大津　光**	生年月日	**令和　〇年　〇月　〇日**
児童クラブ名	大津市立　**長等**　児童クラブ		**1**　学年
	時から　☐午後６時３０分まで　☑午後７時まで *※必ずどちらかの□にレ印をお願いします。*		
利用希望期間	令和　〇年　〇月　〇日　～　令和　〇年　〇月　〇日		
申込理由	**帰宅に時間を要し、両親ともに残業があるため**		

申請できるのは毎月１日又は15日から

月末又は年度末まで

延長保育が必要な理由

(保護者の勤務状況)

保護者氏名	続柄（ **父** ）	**大津　花子**　続柄（ **母** ）
勤務先名称	**㈱〇×大津支店**	**〇×病院**
所在地	**大津市里一丁目〇×**	**大津市南小松〇〇×**
連絡先	TEL **０７７（△△△△）〇〇〇〇**	TEL **０７７（〇〇〇〇）△△△△**
勤務時間	**9**時**００**分から**１８**時**００**分まで	**8**時**３０**分から**１７**時**３０**分まで
時間外・変則勤務の状況	**毎日２～３時間の時間外勤務あり**	**毎日１時間の時間外勤務あり** **月に２回の宿直勤務及び夜勤あり**
勤務先から児童クラブまでの交通手段と所要時間	交通手段　**車** 所要時間　**1**　時間　**10**　分	交通手段　**徒歩、電車** 所要時間　時間　**３０**　分

※承認期間中は、利用の有無にかかわらず延長保育料が発生します。

			受付印
新・再継 ／	入力	確認	

様式第８号(第４条関係)

大津市立児童クラブ延長保育利用中止（変更）承認申請書

記入例

すでに延長保育を利用中の方で、中止又は時間の変更をする方はこちらの様式です。

中止か変更か〇で囲んでください

令和　〇年　〇月　〇日

提出日を記入する

大津市御陵町３－１

保護者氏名　**大津　太郎**

電話番号　**（０９０）〇〇〇〇－〇〇〇〇**

次のとおり延長保育の利用を 中止 変更 したいので、大津市立児童クラブ条例第８条第３項の規定により申請します。

大津市立児童クラブの管理運営に関する規則第４条第２項

フリガナ 児童氏名	**大津（オオツ）　光（ヒカル）**	生年月日	**令和　〇年　〇月　〇日**
児童クラブ名	大津市立　**長等**　児童クラブ		**1** 学年
中止（変更）内容	□期間	利用期間「　　年　　月　　日まで」を 「　　年　　月　　日まで」に変更（中止）	
	☑時間	利用時間「午後　**7**　時　**００**分まで」を 「午後　**6**　時　**３０**分まで」に変更 （　令和　**〇**年　**〇**月　１日　から変更）	
中止（変更）理由	**残業が減り、１８時半までにお迎えに行けるようになる為。**		

該当する内容の□にチェックを入れ、詳細をご記入ください

中止・変更の場合は月末までです

※ 利用中止は原則月末です。

※ 時間の変更は前月１５日締め切りで、翌月１日からです。

※この欄は記入しないでください		
入力	確認	受付印

◇大津市立児童クラブ一覧◇

児童クラブ名	住　　所	電話番号
小松児童クラブ	南小松１１５６番地の２	５９６－２５０１
木戸児童クラブ	木戸２６７番地	５９２－０１６６
和邇児童クラブ	和邇高城５０番地の３	５９４－３９１９
小野児童クラブ	水明一丁目３７番地１	５９４－４６５７
伊香立児童クラブ	伊香立下在地町１６０１番地 （伊香立市民センター内）	５９８－２２６６
真野児童クラブ	真野四丁目６番１７号	５７２－０２３０
真野北児童クラブ	緑町１５番１７号	５７２－４２５５
堅田児童クラブ	本堅田三丁目８番３号	５７２－２５２２
仰木児童クラブ	仰木四丁目１５番８号	５７２－１１２１
仰木の里児童クラブ	仰木の里四丁目４番１号	５７４－１８７０
仰木の里東児童クラブ	仰木の里東六丁目１番２号	５７２－３１１０
雄琴児童クラブ	雄琴二丁目１６番１号	５７８－５８６０
日吉台児童クラブ	日吉台三丁目３３番４号	５７９－５１６８
坂本児童クラブ	坂本三丁目１２番５７号	５７８－６４６８
下阪本児童クラブ	下阪本四丁目１０番１号	５７８－４２４６
唐崎児童クラブ	際川三丁目３８番２号	５２２－６６００
志賀児童クラブ	錦織二丁目９番２９号	５２５－３１４０
山中比叡平児童クラブ	比叡平一丁目４５番４号	５２９－２４７１
藤尾児童クラブ	茶戸町１０番１号	５２５－１４２８
長等児童クラブ	大門通１１番２７号	５２６－０９９８
逢坂児童クラブ	音羽台６番２６号	５２６－２４４０
中央児童クラブ	島の関１番６０号	５２６－００７１
平野児童クラブ	馬場二丁目１３番１５号	５２５－０７３７
膳所児童クラブ	中庄二丁目８番１７号	５２４－２９７２
富士見児童クラブ	富士見台４２番１６号	５３３－０９５５
晴嵐児童クラブ	光が丘町４番７０号	５３４－７６０２
石山児童クラブ	石山寺三丁目１１番２０号	５３３－０７０９
南郷児童クラブ	南郷一丁目１５番９号	５３４－１４１９
大石児童クラブ	大石東七丁目７番３４号	５４６－７７３４
田上児童クラブ	関津六丁目１９番１号	５４６－３０４８
上田上児童クラブ	平野一丁目１８番５号	５４９－２１８１
青山児童クラブ	青山三丁目１６番３号	５４９－２４６８
瀬田児童クラブ	大江四丁目２番６０号	５４３－００５８
第２瀬田児童クラブ	大江五丁目３３番５０号	５４３－２８３０
瀬田南児童クラブ	三大寺１番１１号	５４５－６４０２
瀬田東児童クラブ	一里山三丁目４番１号	５４３－１８１３
瀬田北児童クラブ	大将軍一丁目１４番２号	５４３－６６０６

各種電子申請について

以下に記載のある申請については、パソコン及びスマートフォンからも申請ができます。大津市ホームページ内、児童クラブ課ページの電子申請リンクからアクセスいただくか、下記の二次元コードをスキャンして申請してください。

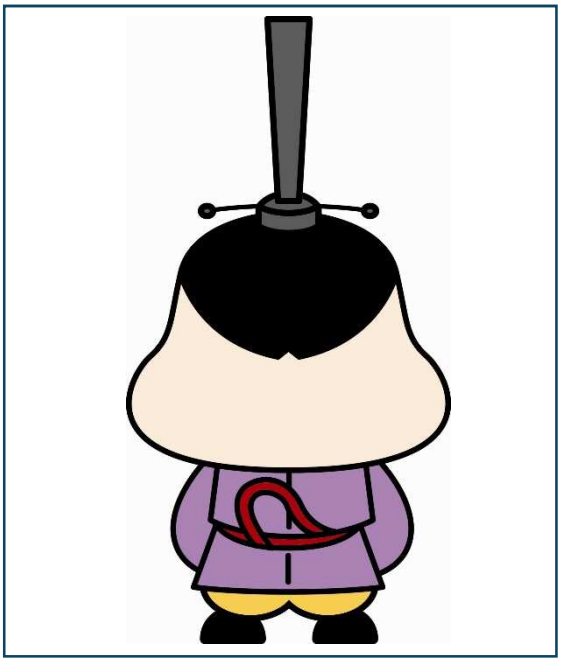
この二次元コードは令和9年度の申請のみにご利用できます。

延長保育利用承認申請
※はじめて利用する方

延長保育の利用を申請するページにつながります。延長保育については通所案内１０ページを参照してください。

延長保育利用
中止（変更）承認申請
※すでに利用している方

延長保育の利用の中止又は変更を申請するページにつながります。延長保育については通所案内１０ページを参照してください。



通所登録抹消申出
（退所申出）

通所登録の抹消（退所）を申請するページにつながります。登録抹消については通所案内１０ページを参照してください。

電子申請についてのお問い合わせは、児童クラブ課（077-528-2776）へご連絡ください。